

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【1. 制度の概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度である。

対 象 者：保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満（3歳誕生日の前々日まで）

実施場所：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園等

利用時間：月10時間以内

利 用 料：1時間当たり300円程度を標準とし、各施設で設定

【2. 制度の意義】

《こどもにとっての意義》

- ・家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長することができる。
- ・同年齢のこどもとの関わりにより、社会的な発達を支えるなど、こどもの心身の成長・発達に良い影響が期待できる。

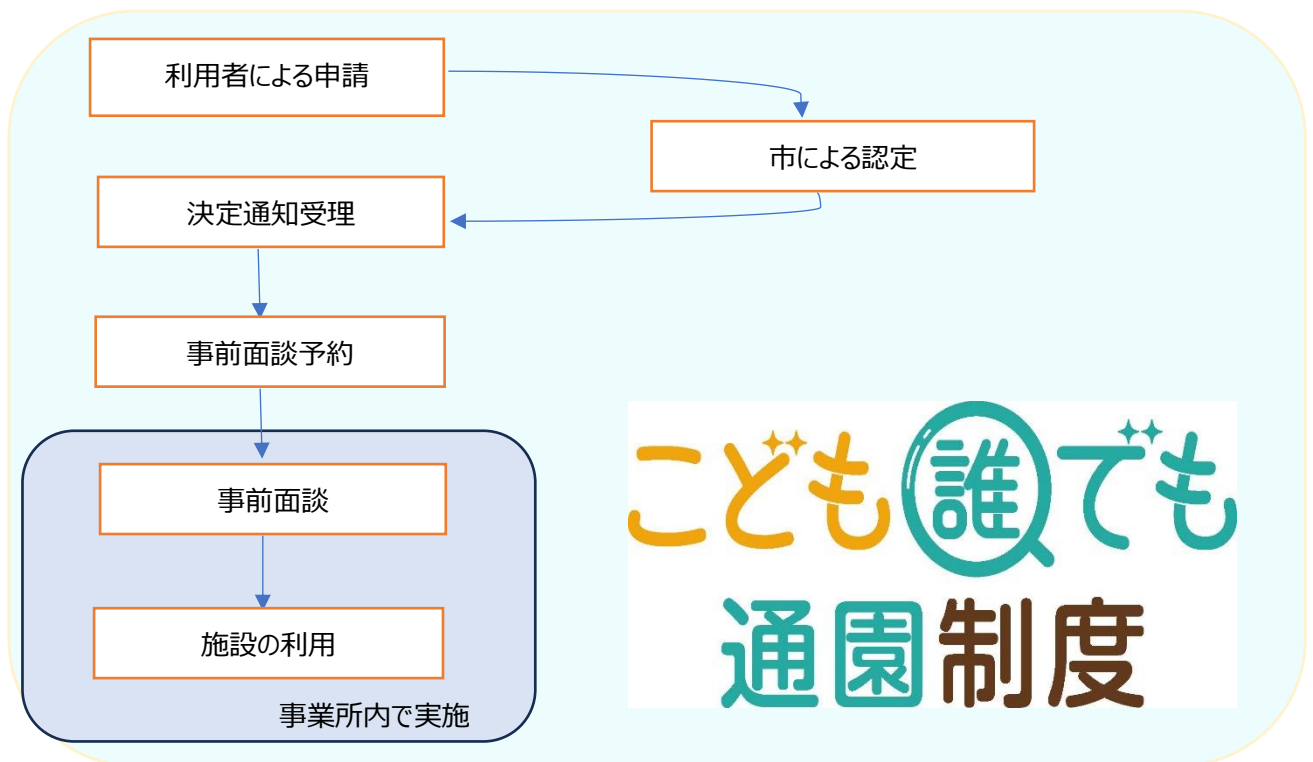
《保護者にとっての意義》

- ・制度の利用を通じて、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるなど、新たな気づきや親としての成長につながる。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることによる子育てにおける孤立感や不安感の解消や軽減が図られる。

《事業者にとっての意義》

- ・定員を満たすことが難しい保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続、発展させていく可能性が広がる。
- ・在宅で子育てをする保護者に対して、家庭の中では気づかないこどもの姿や育ちについて伝えることで、子育ての孤立感や不安感の解消につなげ、保護者に専門性を発揮できる。

【3. 利用者の利用方法（イメージ）】



【4. 事業所の手続き（事業の認可）】

児童福祉法第34条の15第2項により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う事業所は、市の認可を受ける必要がある。

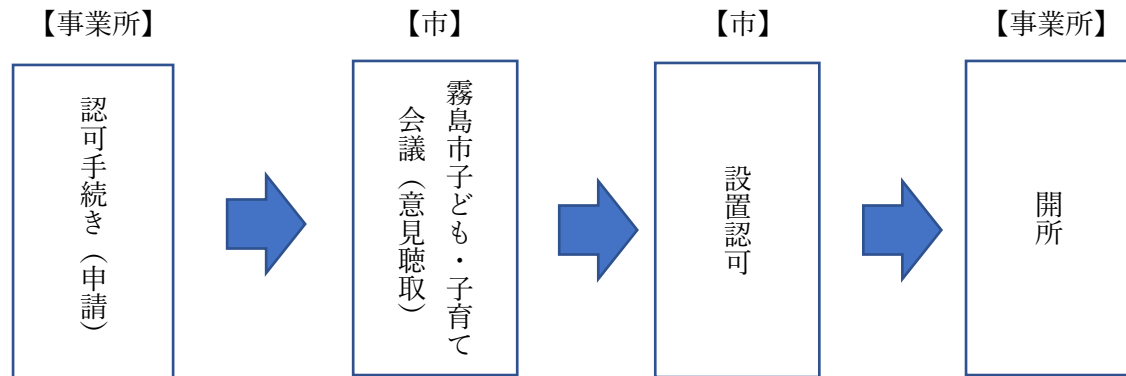
※「霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令に適合する必要がある。

〔設備・運営基準〕

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準、乳児等通園支援の内容	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準、保護者との連絡、電磁的記録

【5. 意見聴取】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可に当たり、児童福祉法第34条の15第4項に基づき児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないこととされており、本市においては、子ども・子育て会議で意見を聴取している。



【令和7年度スケジュール】

7/4～7/18

8/5

8月中旬

9月～

【申請事業所一覧】

令和7年7月18日時点

No.	施設名	定員				実施方法
		0歳児	1歳児	2歳児	合計	
1	みつぎちびっこ園	1	1	1	3	一般型（在園児合同型）
2	隼人高千穂こども園	—	—	—	—	余裕活用型
3	認定こども園高千穂幼稚園	—	—	—	—	余裕活用型
4	大窪保育園	—	—	—	—	余裕活用型
5	集成保育園	—	—	—	—	余裕活用型

※一般型…利用定員とは別に定員を設定

〔在園児合同型〕 ⇒在園児と一緒に過ごすことが基本。

〔専用室独立型〕 ⇒在園児とは別に制度を利用することも同士で過ごすことが基本。

※余裕活用型…利用定員は設定せず、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れる。

※余裕活用型の定員は、在園児の状況によって変動があることから「—」としています。

【6. 霧島市こども計画における令和7年度の量の見込みと確保方策】

霧島市こどもにおける、令和7年度の量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

	0歳児 (人日)	1歳児 (人日)	2歳児 (人日)	0～2歳児 (人日)
量の見込み（人日/月）	14	14	15	43
確保方策（人日/月）	—	—	—	22